

回転部分の突出禁止規定 及び排気管の開口方向規定 の改正について

このたび、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）の一部が改正され、

- ① 回転部分の突出禁止規定の見直し
- ② 排気管の開口方向要件の廃止

が行われました。

これらについては、平成29年6月22日以降、自動車の製作された日を問わず適用されますのでお知らせします。

①の部分の検査コースでの取扱いは次のとおりとなります。

■回転部分の突出禁止規定

自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）は当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないこと。

この場合において、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が10mm未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。